

議会のなぜ？にお答えします



今議会で特に議論が活発であった議案第43号を題材に、
13ページの議決までの流れを説明します。

◆ 議案第43号「白山平泉寺観光振興拠点の指定管理者の指定について」

本議案は、建設産業委員会（委員8名で構成）に付託され、そこで審査することとなりました。

理事者（市役所）からの提案理由は、「当初指定期間を5年間と考えていたが、未実施の指定管理業務があったことなど※1を踏まえて、3年間でお願いしたい」とのことでした。

それに対して、同委員会では下記のような意見が出され、議論を交わした後、賛否を採りました。

〈賛成的な意見〉

- ・未実施の業務があったことを踏まえると、指定管理期間を3年とすることは妥当である。

（下道委員、丸山委員）

〈反対的な意見〉

- ・9月議会での議決（5年間の債務負担行為を可決※2）も考慮し、指定管理期間は当初の予定どおり5年とすることが望ましい。

（松本委員、下牧委員、乾委員）

- ・未実施の業務があったことを重く受け止めるべき。指定管理期間の短縮では処分が軽い。

（高間委員、山田委員）

- ・指定管理ではなく業務委託とするべきだ。

（山田委員）

※1 勝山市は、指定管理業者に対して業務改善勧告を出し、指定管理者から一部業務不履行があったことは申し訳ないとの文書を受けています。また、市の顧問弁護士からは「1.未実施事項についてそれに相当する指定管理料を減額すべき。2.故意ではなく改善勧告により速やかに対応していることから、返還分以上の措置、例えば指定管理の取り消し等は不要である。」との判断を受けています。

※2 債務負担行為の設定は、事項、期間、限度額を定め、予算としての議決を得て行われます。



委員会の採決

賛成2 反対5 （委員長は採決に加わらない）⇒

建設産業
委員会では

否決

本会議では、議案第43号は否決となった旨の委員長報告があり、それに対する賛否を採りました。



委員長報告に対する採決

賛成7 反対8 （議長は採決に加わらない）⇒

否決

委員長報告のとおり決しなかったため、改めて議案第43号の賛否を採りました。



議案第43号についての採決

賛成8 反対7 （議長は採決に加わらない）⇒

可決

= 議決

※表決結果は P15 を参照ください

上記の過程を経て、勝山市議会では議案第43号を可決するという結果になりました。

このように、勝山市議会では議案をそれぞれ担当する委員会審査し、本会議において委員長報告に対する賛否を採っています。（議案によっては、委員会への付託を省略するものもあります）

委
員
会

本
会
議